

お客様各位

先日、八王子北口駅前にて偶然、自民党の都議選の選挙演説に出会う機会がありました。選挙自動車の壇上でちょうど演説が行われようとしており、応援演説の麻生太郎氏の登場を待って、立候補者のスピーチが始まりました。そして、八王子出身の候補者は地元の事を話し、麻生副総理は自民党の事、日本の事を話しておりました。

それぞれの置かれた立場と視点つまり、環境によって発言内容や口から出る言葉が違ってくるものだなと聞きながら感じました。

このことは、経営においても同じではないかと思えます。

経営者にとって、現在のような厳しい時代に経営の舵取りを行ってゆくには、3つの目が求められるのではないのでしょうか。すなわち「鳥の目」「虫の目」「魚の目」という3つの目です。

「鳥の目」は、広い視野で物事の全体を見つめていく事です。「木を見て森を見ず」という言葉がありますが、この森をイメージして頂ければと思います。

「虫の目」はミクロ、足元を見つめ直す目といってもいいでしょう。

「魚の目」これは、今、世の中で何が起きているのか。自分の頭で世の中や将来を見通す洞察力、つまり時代の流れを見極める目ということになります。

経営者は、先を見通し、説明責任を果し、組織を動かして行かなければなりません。

大企業にばかり目が行きがちですが、中小企業が栄えなければ、次世代の大企業には繋がりません。「日本の経済を活性化させること」を日本人1人1人が考えれば、明るい未来が開けるのではないのでしょうか。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 7 月号

I N D E X

1. 【税務情報】 [贈与税について](#)
2. 【会計税務】 [教育資金の贈与非課税制度](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [見切って](#)
4. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

1. 【税務情報】贈与税について

平成 25 年度税制改正により、相続税の最高税率の引き上げや基礎控除の引き下げなど、相続税の課税が強化されることとなりました。特に、基礎控除額(現行 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数)を 4 割引き下げることにより、これまで相続税とは縁のなかった中間層が課税の対象になる可能性もあることから、相続税対策に対する関心も高まってきています。(上記改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続により取得する財産に係る相続税について適用されます。)

その一方で、贈与税については、すでにスタートしている教育資金贈与の非課税制度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに拠出されたものに限り非課税)、そして、子や孫への贈与に係る贈与税率構造の改正や相続時精算課税制度の見直し(平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与に係る贈与税について適用)など、軽減措置が拡大される予定です。

そこで、相続税対策の一つの方法である「生前贈与」について、現行制度と改正後と比較しながら、詳しく見てゆきたいと思います。

まず、贈与とは自分の財産を他の人に無料であげてをいいます。ただし、相手が知らないのに財産を渡しても贈与にはなりません。贈与は、あげる人ともらう人がお互いに意思表示をしないと成立しない契約なのです。

たとえば、親が子供の知らないうちに子供名義の普通預金を作り、そこに預金をして子供に贈与をしたと思っていても、子供がその事実を知らないで、その贈与契約は成立しないことになります。

贈与課税の種類は 2 つあります。今回説明する「一般贈与(暦年課税)」と、次回説明予定である「相続時精算課税制度」です。相続時精算課税制度については、平成 25 年度税制改正で適用範囲が拡大されました。

暦年課税は、毎年 1 月 1 日～12 月 31 日(暦年)に贈与された財産に対して贈与税を払うものになります。

暦年贈与は、毎年利用することができます。その 1 年間でもらった人につき、一人あたり 110 万円(基礎控除額)が非課税となります。したがって、非課税の枠が 110 万円と小さくとも、贈与期間が 10 年、20 年と長期にわたれば、相続財産を減らすことができ、相続税を軽減することができます。

また、暦年贈与は、配偶者や子供だけでなく、孫や恩人などの第三者が受贈者(もらえる人)になることができます。

このように、多くの人に非課税枠の範囲で、長期にわたり贈与することで、さらに大きな節税効果が得られる場合があるのです。

贈与税は、1 年間にもらった財産から、この基礎控除額 110 万円を差し引いた後の金額に課税されます。

そして、財産をもらった人がもらった年の翌年 3 月 15 日までに、贈与税の申告、納税をすることになります。

ちなみに、1年間にもらった財産の合計が110万円以下の場合には、税務申告は不要となっています。

< 贈与税の税率(現行) >

200万円以下	10%
300万円以下	15%
400万円以下	20%
600万円以下	30%
1000万円以下	40%
1000万円超	50%

例えば、平成24年度中に、父親から100万円を、母親から100万円をもらったケースを見てみましょう。両親から100万ずつもらうことになるので、それぞれが基礎控除110万円の枠内になるのではないかと思われるがちですが、実際は、もらった人あたり110万円が非課税となります。従って、 $(100万円 + 100万円) - 110万円 = 90万円$ が課税対象額となります。この90万円に上記税率10%(200万円以下)を乗じて、9万円が贈与税額となります。

平成25年度の税制改正で、平成27年1月1日以後の贈与から上記税率が改正される予定です。親や祖父母からの贈与について、かなり税負担が軽減されます。

< 直系尊属(親、祖父母など)からの贈与に係る税率 >

200万円以下	10%
400万円以下	15%
600万円以下	20%
1,000万円以下	30%
1,500万円以下	40%
3,000万円以下	45%
4,500万円以下	50%
4,500万円超	55%

最高税率は50%から55%にアップしましたが、一時に4,500万円を超えて贈与しようとする親御さんもないと思われるので、この改正により税負担の少ない次世代への財産引き継ぎが可能となるでしょう。

また、現行の税率でもいえることですが、かなりの財産を持つ資産家であれば、長い時間をかけて非課税枠の範囲で贈与をするよりも、少々贈与税がかかったとしても、思い切った贈与を考えてよいと思います。結果的に、贈与税・相続税トータルで節税効果があればいいわけですから。

次回は、相続時精算課税についてみてゆきます。

2. 【会計税務】教育資金の贈与非課税制度

・非課税制度

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の個人が、祖父母等の直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合、1,500万円まで(ただし、次の2については500万円まで)の部分については、贈与税が非課税とされました。

・教育資金の意義

非課税の対象となる教育資金とは、次のものをいいます。

1. 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校、保育所、認定こども園その他これらに類する施設を設置する者(学校等)に直接支払われる入学金、授業料及び入園料並びに施設整備費その他の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭
2. 学校等以外の者(学習塾、スポーツ教室、ピアノ教室、絵画教室など)に、教育に関する役務の提供の対価、施設の使用料その他の受贈者の教養、知識、技術又は技能の向上のために直接支払われる金銭として文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの

・教育資金管理契約

この非課税規定は、教育資金管理契約に基づいて贈与が行われることが要件となりますが、教育資金管理契約とは、個人(受贈者)の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であって、信託銀行との間の一定の信託に関する契約、銀行等との間の預貯金に係る一定の契約、証券会社等との間の有価証券の保管の委託に係る一定の契約をいいます。

・申告要件

この非課税規定は、適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由して、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用されます。

なお、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなすこととされます。

・領収書等の提出

この規定の適用を受ける受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされています。

・教育資金管理契約の終了

この教育資金管理契約は、次の場合に終了することになります。

1. 受贈者が30歳に達した場合
2. 受贈者が死亡した場合
3. 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があった場合

・贈与税の課税

前期の1または3に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、その終了した日の属する年分の贈与税の課税対象となります。

ただし、受贈者が死亡した場合には、残額があっても贈与税の課税対象にはなりません。

3. 【ヒント・ヒント】 **見切って**

ダメと思ったらすぐ逃げる。「見切り千両」が大事、と言うのはエステー鈴木会長。

社長就任時に「筋肉質な会社になろう」と提唱。

新製品を絞り込むとともに、862種の商品の3分の2を切り捨てた。もともと売れていないものを削減しただけなので、売上には全然響かず、仕入先集中でコスト削減にもなった。

常務時代には買収した米国法人の経営再建が困難とみるや、潔く撤退した経験もあり、「見切り千両」には、一瞬の判断、タイミングが重要。

リーダーには判断力、決断力、行動力のバランスが求められるが、「切る、やめる」といった下が責任を取れないことをやるのが、本来のトップのはず、と。

日経ビジネス所蔵

4. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

